平成29年度

事業計画書

社会福祉法人 那須塩原市社会福祉協議会

平成29年度那須塩原市社会福祉協議会事業計画

I 基本方針

はじめに

少子高齢化はますます深刻化し、地域社会や家庭の様相は大きく変容しており、社会的孤立による孤独死やひきこもり、経済的困窮者の増加など、地域における生活課題は山積しています。

誰もが安心で安全に住み続けられるまちづくりを使命とする社会福祉協議会は、高齢者への生活支援をはじめとして、地域の課題を正面から受け止め、課題解決に向けた取り組みを進めていかなければなりません。

平成29年度からは、社会福祉法の改正に伴い、地域ニーズに応えるべく具体的な事業展開が義務付けられました。従いまして、本会では、経済的困窮者や高齢者、障がい者等の抱える課題などの解決に向けた取り組みを地域の活動の中に取り入れていく包括的なしくみを構築していかなければなりません。並行して、平成27年度から進めております「地域住民助け合い事業」の対象地域拡大をしてまいります。

また、本会は、経験豊富な介護部門や時代を担ってきたボランティアセンターがあり、市民のボランティア力を結集し、その実力を発揮する年度となるよう努力していきたいと考えています。

Ⅱ 重点目標

1 地域福祉活動計画の推進

地域における様々な福祉課題を解決するために、地域住民や関係団体と連携を図りながら「地域福祉活動計画」を実行してまいります。あわせてこの計画の主役である市民や関係機関の本計画に対する理解を深めるようホームページやその他様々な機会を通じて本計画の周知を図ってまいります。また、計画・実行・評価・見直しを繰り返すPDCAサイクルの考えのもと、「(仮) 那須塩原市地域福祉計画・地域福祉活動計画推進委員会」を組織して、計画における各取り組みの進捗状況について評価し、計画を実行してまいります。

2 地域住民助け合い事業の推進

誰もが住み慣れた地域で安心して自立した生活が送れるよう、住民による見守りや生活支援等の助け合いによる地域づくり及び緊急時や災害時に適切に助け合える体制の構築を図るとともに、高齢者の社会参加の促進のため、高齢者自身が助け合いの担い手として活躍できる地域づくりを推進します。

平成29年度は、平成27年度以降に進めてきました7か所の公民館エリアに加え、新たに3か所のエリアで見守り活動などの仕組みづくりをめざします。

3 ボランティアセンターの運営強化

地域福祉を担うボランティアの支援・育成を図るため、コーディネート業務 をはじめ、広報の充実、地域のニーズに即した講座の開催、関係団体との連携 強化、住民が気軽に立ち寄れる居場所の提供などを通してボランティアの活性 化を図ります。さらに災害時における緊急ニーズに応えられるシステム(災害 ボランティアセンター)の設置ができるよう努めます。

4 福祉サービス利用を支援する事業の充実

日常生活自立支援事業、生活困窮者自立支援事業、指定特定相談・障害児相談支援事業を推進し、要支援者が地域で自立した生活を送ることができるよう、関係機関と連携を図りながら、要支援者に寄り添い課題解決に向けて支援します。

Ⅲ 主要事業の概要

事業名	事業の概要
◆法人運営事業	
会員加入推進	多くの市民の理解と参加が得られるよう、会員募集方法の研究・検討を行います。 ・普通会員、特別会員、施設会員募集
理事会・評議員会	社会福祉法改正に伴う組織改編による新理事会、新評議員会を開催し、充実した地域福祉の推進に努めます。
基金運営委員会	福祉基金等の造成及び適切な運用を図るため運営委員会を開催します。
第三者委員会	本会が提供する福祉サービスの苦情を適切に解決するため委員会を設置します。
寄付の受け入れ	福祉基金 ・地域福祉活動の推進とボランティア活動の振興のために 活用します。
	交通遺児基金 ・義務教育中の交通遺児に配分金を贈呈します。
	善意銀行 ・善意の金品を預かり、福祉活動のために払い出します。

事業名	事業の概要
◆地域福祉事業	
社会福祉大会	表彰、感謝状贈呈(社会福祉功労者等の表彰、篤行・善行 児童生徒の表彰、高額寄附者の感謝状など)及び記念講演 を開催します。
広報啓発	市民へ福祉活動の情報を提供します。 ・社協だよりの発行(年6回) ・ホームページの運営 ・マスコットキャラクター「こころまる」の活用
地域支援員事業	地域支援員や地域支え合い推進員が積極的に地域に 出向き、地域のニーズ把握に努め、問題解決に向け て地域住民が主体的に取り組めるよう関係機関と連 携しながら支援します。 ・地域支援員等が質の高い地域援助技術を身につけ られるよう定期的に研修会を行います。 ・地域福祉活動を積極的に推進している事業所等を 福祉協力店として登録し、地域福祉活動の拠点をつ くります。
地域福祉活動補助金	自治会等が主体的に実施する福祉活動に補助金を交付し、 地域の連携と協力体制を構築し、地域の課題解決を支援し ます。
配食サービス事業	西那須野地区のひとり暮らし高齢者等に昼食を週2回配達し、在宅での生活を支援するとともに安否を確認します。また、年に1回会食会を行います。
地域福祉活動計画推進 事業	平成29年度~33年度までの5か年計画として作成。地域の課題に対して、地域住民が解決に向けて主体的に取り組む地域福祉活動計画の初年度となります。平成29年度は、計画の実行・進捗管理に取り組みます。
車いす貸出事業	病気やけが等により一時的に車いすが必要な方に車いす を貸出します。
車輌貸出	軽トラック貸出 ・ボランティアグループ・福祉団体の活動を支援するため 軽トラックを貸出します。
	車いす送迎車貸出 ・障がい者等の移動手段として車いす送迎車を貸出します。

事業名	事業の概要	
福祉団体活動支援	各団体の活動を支援します。 ・民生委員児童委員協議会 ・老人クラブ連合会 ・身体障害者福祉会 ・ひとり親家庭福祉連合会 ・心身障害児(者)父母の会 ・在宅老人介護者の会 ・那須肢体不自由児協会 ・とんぼの会	
日本赤十字社事業	罹災者援護事業 ・火災等罹災者支援のため、毛布等を備蓄します。	
	非常食炊き出し訓練 ・災害時に備え、非常食の炊き出し訓練を実施します。	
◆ふれあい相談事業		
心配ごと相談	身近で最初の相談窓口として、日常生活のあらゆる相談に 応じ、傾聴及び専門機関の紹介を行います。	
無料法律相談	日常生活上の解決が難しい問題、トラブル等の相談に応じるため弁護士による法律相談を開催します。	
◆小口資金貸付事業		
小口資金貸付事業	生計維持の困難な低所得等の世帯に緊急かつ一時的に生活費を貸付けます。(限度額5万円)	
◆日常生活自立支援事業		
日常生活自立支援事業 (あすてらす)	判断能力に不安のある高齢者や障がい者等が安心して自立した生活が送れるよう、福祉サービスの利用援助や金銭管理等を支援します。また、生活支援員のスキルアップを図るため研修会を開催します。	
◆地域住民助け合い事業		
地域住民助け合い事業	地域ぐるみで見守り体制を構築し、助け合いの地域づくりを推進します。 ・平成31年度までに市内15か所の公立公民館のエリアを単位とした地域住民助け合い活動をめざし、公民館に地域支え合い推進員を配置します。 ・平成29年度は、平成27年度・28年度の7か所に加え、新たに3か所のエリアで活動を支援します。	

事業名	事業の概要	
◆生活困窮者自立支援事業		
生活困窮者自立支援事業	生活困窮者が生活保護に至る前の段階から早期の相談支援を行い、自立した生活が送れるよう専門機関と連携を図りながら支援します。 ・自立相談支援事業 具体的支援プランを作り、自立に向けて支援します。 ・家計相談支援事業 自ら自立した家計を管理できるよう支援します。	
◆共同募金配分事業		
歳末たすけあい事業	経済的に困窮している世帯及び福祉施設等が安心して 新年が迎えることができるよう支援します。	
罹災者支援	罹災者に災害見舞金を配付します。	
給食サービス事業	・黒磯地区のひとり暮らし高齢者等にボランティアが調理 した昼食を配達し、安否を確認します。(週2回) ・会食会を開催します。	
福祉まつり等の開催	市民へ福祉に関する理解を深めてもらうため開催します。 ・ふれあい広場 ・福祉まつり	
見えづらさをサポート します!お役立ち講座	見えない・見えづらいなど見え方でお困りの方やその関係 者等へ情報提供及び相談支援を行います。	
ボランティアセンター 事業	ボランティア活動のコーディネート、情報誌発行などの広 報啓発、ボランティア団体との連携及び福祉教育を推進し ます。	
ボランティアセンター 運営委員会	ボランティアセンターの適正な運営を図るため委員会を 開催します。	
ボランティア講座	ボランティアを育成するため、ボランティアに関する各種 講座を開催します。	
ボランティア活動振興 補助金	ボランティア団体が実施する事業に補助金を交付します。	

事業名	事業の概要	
災害ボランティアセン ター立ち上げ訓練	災害時に災害ボランティアセンターを円滑に設置運営で きるよう立ち上げ訓練を実施します。	
◆生活福祉資金貸付	事業	
生活福祉資金貸付事業	他資金の借入が困難な低所得世帯、障がい者世帯、高齢者 世帯に資金を貸し付け、その世帯の経済的自立と生活意欲 の向上を図ります。	
臨時特例つなぎ資金 貸付事業	住居のない離職者が公的給付又は貸付を申請し、それが受 理されている場合にその交付を受けるまでのつなぎ資金 を貸し付けます。	
◆介護等事業		
居宅介護支援	ケアプラン (居宅サービス計画) を作成し、サービス提供 事業者等と連絡調整を図りながら在宅での生活を支援し ます。	
訪問介護	介護保険事業 ・訪問介護員が利用者宅に訪問し、入浴、排せつ、食事等 の介護やその他の生活全般にわたる介護サービスを提供します。 障害福祉サービス ・障がい者に居宅介護、同行援護、移動支援等のサービス を提供します。	
通所介護	デイサービスセンターにおいて入浴、食事、レクリエーション等の日帰りの介護サービスを提供します。	
◆障害福祉サービス	事業	
心の里の経営	障害者総合支援法に基づく多機能型事業所として生活	
つくしの経営	介護・就労継続支援事業を実施します。	
ふれあいの森の運営	市の指定管理を受け、地域活動支援センターとして生産活動を中心とした生活訓練の場を提供します。	
相談支援事業	障害福祉サービス等利用計画作成し、福祉サービス事業者 等との連絡調整、計画の定期的な見直し(モニタリング) を行い、生活を支援します。	